

改正後	現行
<p>合において、「押印についてのQ&A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合においては、事業者過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、<u>時間区分</u>、<u>障害児の医療的ケア区分</u>及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、<u>時間区分</u>及び<u>障害児の医療的ケア区分</u>の取扱いは1の<u>(3の2)</u>及び<u>(4の2)</u>を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合</p> <p>ア <u>児童発達支援センター</u>であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(削る。)</p>	<p>合において、「押印についてのQ&A」(<u>令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省</u>)を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める場合においては、事業者過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u>（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、<u>障害児の障害種別</u>及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、<u>障害児の医療的ケア区分等</u>により、<u>算定する単位が異なるが、当該取扱いは1の(4の2)</u>を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合</p> <p>ア <u>(二)又は(三)に該当しない障害児</u>であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の1のロを算定する場合</u></p> <p>ア <u>障害児が難聴児</u>であること。</p>

改正後	現行
<p>(削る。)</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(一)、(2)(一)、又は(3)(一)を算定する場合</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受けた重症心身障害児以外の障害児について算定すること。</u></p> <p>イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</p> <p>(iii) 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(三) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(二)、(2)(二)、又は(3)(二)を算定する場合</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援</u></p>	<p>イ <u>児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。</u></p> <p><u>(三) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合</u></p> <p>ア <u>障害児が重症心身障害児であること。</u></p> <p>イ <u>看護職員、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。</u></p> <p><u>(四) 通所報酬告示第1の1のニ(1)を算定する場合</u></p> <p>ア <u>(五)に該当しない障害児について算定すること。</u></p> <p>イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</p> <p>(iii) 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(四の二) 通所報酬告示第1の1のニ(2)を算定する場合</u></p> <p>ア <u>(五)に該当しない障害児について算定すること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>を受けた重症心身障害児以外の障害児</u>について算定すること。</p> <p>イ 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(四) 通所報酬告示第1の1のハ</u>を算定する場合</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(五) 通所報酬告示第1の1のニ</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。</p> <p><u>(五の二) 通所報酬告示第1の1のホ(1)</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p><u>(五の三) 通所報酬告示第1の1のホ(2)</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例え</p>	<p>イ 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(五) 通所報酬告示第1の1のホ</u>を算定する場合</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(五の二) 通所報酬告示第1の1のへ</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。</p> <p><u>(五の三) 通所報酬告示第1の1のト(1)</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p><u>(五の四) 通所報酬告示第1の1のト(2)</u>を算定する場合</p> <p>指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例え</p>

改正後	現 行
<p>ば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(七) <u>通所報酬告示第1の1のロに規定する報酬区分</u>を判定する際に用いる障害児の数について</p> <p><u>第1の1のロに規定する主として未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合の報酬区分</u>を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ 小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p>	<p>ば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(七) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について</p> <p>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ <u>(四)を算定するには、小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。</u></p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p>

改正後	現行
<p>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(iii) これにより難しい合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法によ</p>	<p>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(iii) これにより難しい合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法によ</p>

改正後	現 行
<p>り、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>② <u>中核機能強化加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の注7の中核機能強化加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 中核機能強化加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までの算定に当たっては、基本要件として、以下のアからケまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。</u></p> <p><u>ア 市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。</u> <u>具体的には、所在する市町村と事前協議を行ったうえで、当該加算の要件を満たすもの及び中核的機関として位置付けられているものと市町村が認めていること。</u></p> <p><u>イ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。</u> <u>具体的には、市町村と定期的に情報共有の機会を設けることや地域の協議会（こどもの専門部会を含む）へ参画す</u></p>	<p>り、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>③ <u>人工内耳装用児支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指定児童発達支援事業所（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>る等の取組を行っていること。</u></p> <p><u>地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合には、市町村及びこれらの事業所間で日常的な相互連携を図ること。</u></p> <p>ウ <u>未就学から学齢期まで、幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。</u></p> <p><u>具体的には、指定放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施することや、保育所等訪問支援等により学齢期の児童への支援を行う等の取組を行っていること。</u></p> <p>エ <u>地域の障害児通所事業所との連携体制を確保していること。</u></p> <p><u>具体的には、地域の障害児通所支援事業所と定期的に情報共有の機会を設けることや、児童発達支援センターの有する知識・経験に基づき地域の障害児通所支援事業所に対して研修会の開催や助言・援助を行う等の取組を行っていること。</u></p> <p>オ <u>インクルージョンの推進体制を確保していること。</u></p> <p><u>具体的には、指定保育所等訪問支援の指定を有しこれを実施することや、地域の保育所等に対して助言援助等の支援を行う等、障害児の併行通園や保育所等への移行等を推進する取組を行っていること。</u></p> <p>カ <u>発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>具体的には、指定障害児相談支援を有しこれを実施すること、市町村から委託相談支援事業を受託すること、市町村が行う発達支援の入口の相談と日常的な連携を図ること等、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供する取組を行っていること。</u></p> <p>キ <u>地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからカまでの取組の実施状況を年に1回以上公表していること。</u> <u>インターネット等を活用し、広く公表すること。なお、地域の障害児に対する支援体制の状況については、市町村及び地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合にあつては他の加算取得事業所との連携により、共同で作成・公表すること。</u></p> <p>ク <u>自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。</u> <u>具体的には、運営基準に定められる自己評価を実施するに当たり、自治体職員、利用児童や家族の代表、当事者団体、地域の障害児通所支援事業所等の第三者の同席を求め、客観的な意見を踏まえて自己評価を行っていること。</u> <u>第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合は本要件を満たすものとする。</u></p> <p>ケ <u>児童発達支援センターの従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施していること。この場合において、専門機関や専門家等による研修の実施や、外部研修への参加を進めるなど、従業者の</u></p>	

改正後	現行
<p><u>専門性の向上に努めること。なお、運営基準に定められている身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修等のみの実施の場合は本要件を満たさないものとする。</u></p> <p><u>(二) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のイの中核機能強化加算（I）の算定にあたっては、（一）の基本要件及び以下のアからウまでに掲げるいずれの要件も満たすこと</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>ア 主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進及び地域支援を行う中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、主として（一）のイ、エ及びオの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、これらの取組を行っていること。</u></p> <p><u>中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、資格取得後（児童指導員又は心理担当職員にあつては当該職務に配置された以後）、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上のものとする</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p><u>イ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心</u></p>	

改正後	現行
<p><u>となる中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。また、アの専門人材を含む）に加え、主として（一）のウ及びカの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、当該取組を行っていること。</u></p> <p><u>中核機能強化職員として配置する専門人材の要件は、アと同様であること。</u></p> <p>ウ 多職種連携が可能な体制の下で、幅広い発達段階や多様な障害特性及び家族支援に対応するための専門的な支援の提供を行うこと。</p> <p><u>具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置し、これらの者が連携して障害児通所支援が行われていること。</u></p> <p><u>保育士及び児童指導員は、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者であること。当該経験は、資格取得又は当該職務として配置された以後の経験に限らないものとする。</u></p> <p><u>これらの配置に当たっては、指定通所基準により配置すべき従業者、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算により加配された者、ア又はイの中核機能強化職員の配置によることができる。また、配置は常勤換算による配置を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>求めるが、配置すべき者に係る職種のうち2職種までは、常勤換算でない配置によることも可能とする。さらに、同一の者が複数の職種を有している場合には、常勤換算による配置である場合に限り、2職種までは配置したものと評価することを可能とする。</u></p> <p><u>例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用や理学療法士及び言語聴覚士を非常勤で自事業所に勤務させる体制を確保する場合は、これらの職種について配置したものと認められる。</u></p> <p><u>(三) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のロの中核機能強化加算（Ⅱ）の算定にあたっては、（一）の基本要件並びに（二）のア及びイに掲げるいずれの要件も満たすこと。</u></p> <p><u>—</u></p> <p><u>(四) 通所給付費等単位数表第1の1の注7のハの中核機能強化加算（Ⅲ）の算定にあたっては、（一）の基本要件及び（二）のア又はイに掲げるいずれの要件も満たすこと。</u></p> <p><u>(五) 中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることのできる。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。</u></p> <p><u>(六) 中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）により、2以上の中核機能強化職員を配置している場合にあっては、（二）のア及びイに規定する業務の適切な実施の確保に留意</u></p>	

改正後	現行
<p><u>した上で、当該2以上の中核機能強化職員が連携して（二）のア及びイに規定する業務を一体的に実施することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>また、中核機能強化加算（Ⅲ）により、（二）のア又はイのいずれかの業務を主として実施する1の中核機能強化職員を配置している場合にあつては、残りのア又はイのいずれかの業務についても、可能な限りあわせて取り組むよう努めること。</u></p> <p>③ <u>中核機能強化事業所加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の注7の2の中核機能強化事業所加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 以下のアからキまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。</u></p> <p><u>ア 市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援事業所として位置付けられていること。</u></p> <p><u>具体的には、所在する市町村と事前協議を行ったうえで、当該加算の要件を満たすもの及び中核的機関として位置</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>付けられているものと市町村が認めていること。</u></p> <p><u>イ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。</u></p> <p><u>具体的には、市町村と定期的に情報共有の機会を設けることや地域の協議会（こどもの専門部会を含む）へ参画する等の取組を行っていること。</u></p> <p><u>地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算を算定する事業所が複数ある場合には、市町村及びこれらの事業所間で日常的な相互連携を図ること。</u></p> <p><u>ウ 専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。</u></p> <p><u>市町村が地域資源の状況も踏まえながら、特定の分野に専門的な知識・経験を有する指定児童発達支援事業所を中核的機関として位置付けることができるものとする。</u></p> <p><u>エ 地域の障害児通所事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること。</u></p> <p><u>市町村が地域資源の状況も踏まえながら、地域全体で中核機能を提供できる支援体制を確保するために、地域の中で本加算を算定する事業所に求められる役割に応じて、地域の障害児通所事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等のうち特定の役割を果たす機能を求めることができるものとする。</u></p> <p><u>オ 地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからエまで</u></p>	

改正後	現行
<p><u>の取組の実施状況を年に1回以上公表していること。</u></p> <p><u>インターネット等を活用し、広く公表すること。なお、</u> <u>地域の障害児に対する支援体制の状況については、市町村</u> <u>及び地域に中核機能強化加算又は中核機能強化事業所加算</u> <u>を算定する事業所が複数ある場合にあつては他の加算取得</u> <u>事業所との連携により、共同で作成・公表すること。</u></p> <p>カ <u>自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年</u> <u>に1回以上受けていること。</u></p> <p><u>具体的には、運営基準に定められる自己評価を実施する</u> <u>に当たり、自治体職員、利用児童や家族の代表、当事者団</u> <u>体、地域の障害児通所支援事業所等の第三者の同席を求め</u> <u>、客観的な意見を踏まえて自己評価を行っていること。</u></p> <p><u>第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審し</u> <u>ている場合は本要件を満たすものとする。</u></p> <p>キ <u>主としてイからエまでの体制の確保等を行う中核機能強</u> <u>化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員</u> <u>数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定し</u> <u>ている場合においては、当該加算の算定に必要となる従業</u> <u>者の員数を含む。）に加え、専門人材を常勤専任で1以上</u> <u>配置し、これらの取組を行っていること。</u></p> <p><u>中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法</u> <u>士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指</u> <u>導員又は心理担当職員であつて、資格取得後（児童指導員</u> <u>又は心理担当職員にあつては当該職務に配置された以</u></p>	

改正後	現行
<p><u>後)、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上のものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(二) 中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたる</u> <u>ことができること。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。</u></p> <p>④ 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（<u>専門的支援体制加算を算定している</u> <u>場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を</u> <u>含む。）</u>に加え、<u>児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、</u> <u>以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)から(4)まで、ロの(1)から(4)まで又はハの(1)から(4)まで</u> <u>により、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経</u> <u>験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、</u> <u>それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること。</u></p>	<p>④ 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の<u>保護者に対する支援方法の指導を行う等</u>支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>通所報酬告示第1の1の注8のイを算定する場合</u> <u>以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定する</u> <u>こと。</u></p> <p>ア <u>児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p>イ <u>(二)又は(三)に該当しないこと。</u></p>

改正後	現行
<p><u>児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう。</u></p> <p><u>児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。</u></p> <p><u>配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え1名以上を、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（1）及び（2）、ロの（1）及び（2）並びにハの（1）及び（2）においては常勤専従により</u> <u>・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの（3）及び（4）、ロの（3）及び（4）並びにハの（3）及び（4）</u> 	<p><u>ウ 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p>

改正後	現行
<p> <u>）においては常勤換算により配置していること。</u> (二) <u>その他の従業者を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(5)、ロの(5)、ハの(5)までにより、利用定員の区分に応じ算定すること。</u> <u>配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え1名以上を常勤換算により配置していること。</u> (三) <u>多機能型事業所の場合における常勤の取扱い</u> <u>多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</u> (削る) </p>	<p> (二) <u>通所報酬告示第1の1の注8のロを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u> <u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u> (三) <u>通所報酬告示第1の1の注8のハを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u> <u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u> (四) <u>通所報酬告示第1の1の注8のニを算定する場合以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア (五)に該当しないこと。</u> <u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に</u> </p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p><u>(四)</u> 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い 通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)から(5)</p>	<p><u>加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年度改正後指定通所基準」という。）附則第6条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、(1)又は(2)を算定する場合にあつては、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>(五) 通所報酬告示第1の1の注8のホを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p><u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>(六) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い 理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療</u></p>

改正後	現行
<p>まで、<u>口の(3)から(5)まで並びにハの(3)から(5)までを算定するに当たっては、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による配置)する必要がある。このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種</u>の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。</p> <p><u>児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者</u>のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童指導員等とその他の従業者</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>その他の従業者の報酬</u>を算定。 ・ <u>経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>その他の従業者の報酬</u>を算定。 ・ <u>経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>経験年数5年未満の児童指導員等の報酬</u>を算定。 <p><u>(五) 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。</u></p> <p>④の2 専門的支援体制加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援体制加算は、指定</p>	<p><u>法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。</u></p> <p><u>なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>理学療法士等と児童指導員等</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>児童指導員等の報酬</u>を算定。 ・ <u>理学療法士等とその他の従業者</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>その他の従業者の報酬</u>を算定。 ・ <u>児童指導員等とその他の従業者</u>により常勤換算で1名以上とする場合 <u>その他の従業者の報酬</u>を算定。 <p>(新設)</p> <p>④の2 専門的支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援加算は、指定児童</p>

改正後	現行
<p>児童発達支援事業所において、<u>理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。</u></p> <p>なお、通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点</u> ・ <u>当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点</u> 	<p>発達支援事業所において、<u>理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。</u></p> <p><u>指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所（指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所を除く。）では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができるものとする。</u></p> <p><u>異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは③の（六）を準用する。</u></p> <p>なお、通所報酬告示第1の1の注8の加算と異なり、本加算では、保育士及び児童指導員については、保育士又は児童指導員としての<u>資格の取得から5年以上児童福祉事業に従事した経験が必要となる点</u>に留意されたい。</p>